



つくばみらい市規則第1号

つくばみらい市財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年1月10日

つくばみらい市長

つくばみらい市財務規則の一部を改正する規則

つくばみらい市財務規則（平成18年つくばみらい市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第37条の見出し中「小切手」を「小切手等」に改め、同条中「小切手」を「小切手等」に、「指定金融機関等が加盟している手形交換所の参加地域」を「全国の区域」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後のつくばみらい市財務規則の規定は、令和4年11月4日から適用する。